

令和3年度 第9回県政参画電子アンケート
「鳥取県暴力団排除条例の一部改正」に関するアンケート結果概要

1 調査概要

- テーマ 「鳥取県暴力団排除条例の一部改正」に関するアンケート
- 実施期間 令和4年1月7日～1月24日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 735名
- 回答数 471名(回答率 64.1%)

2 目的・概要

社会全体で暴力団を排除し、県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、鳥取県暴力団排除条例が制定されています。

この度、現在の暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じた規制の強化が必要であると判断し、改正を行うこととしました。

皆さんの意見をお伺いするためアンケートを実施しました。

鳥取県暴力団排除条例

鳥取県暴力団排除条例改正検討中の各項目

1 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大

(1) 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に都市公園法に規定する都市公園を追加 (第13条)

周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に、既に規定されている学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等に加え、都市公園法第2条に規定する都市公園を追加

※罰則・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する地域に都市計画法に規定する商業地域、工業地域等の追加及び違反者に対する中止命令の新設 (第14条)

暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法第8条に規定する第1種低層住居専用地域等の地域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加し、違反者に対する中止命令を新設

※罰則・・・中止命令に違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受の禁止 (第21条の2～4) 【新設】

鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に定め、当該地域内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業等や風俗案内所等を営む特定営業者と暴力団員との用心棒料、みかじめ料の授受等の禁止を新設

※みかじめ料とは、特定営業者が暴力団員に対して、営業を営むことを容認する対償として支払う金品等

罰則・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

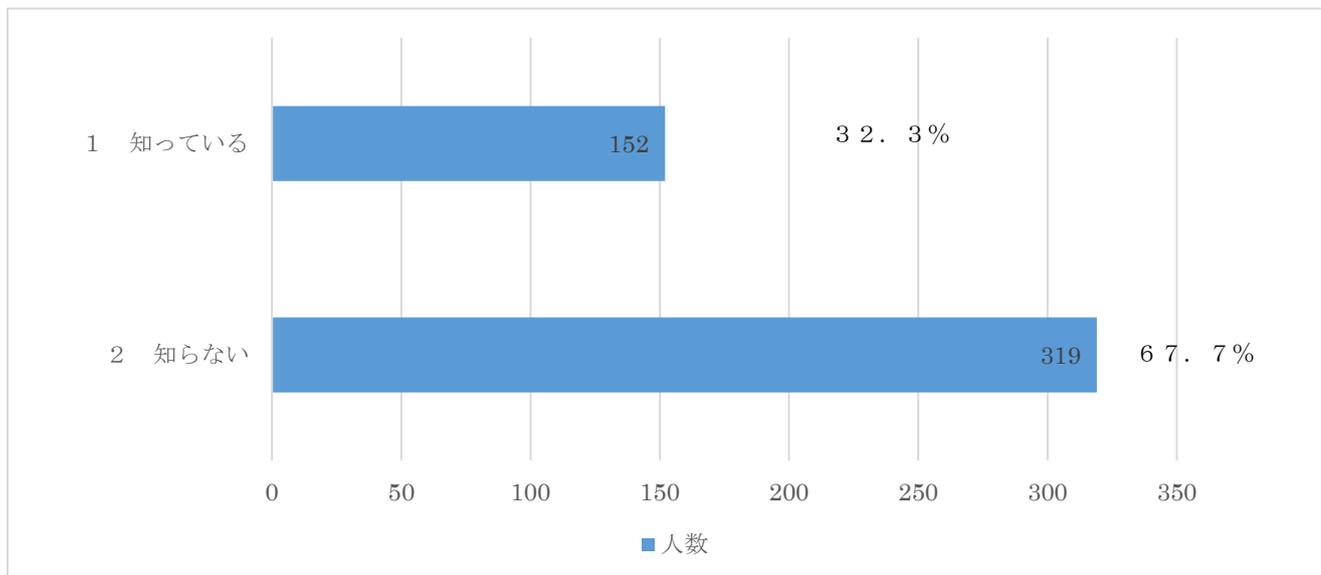
積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては自首減免規定を適用

3 立入検査等を規定 (第23条) 【新設】

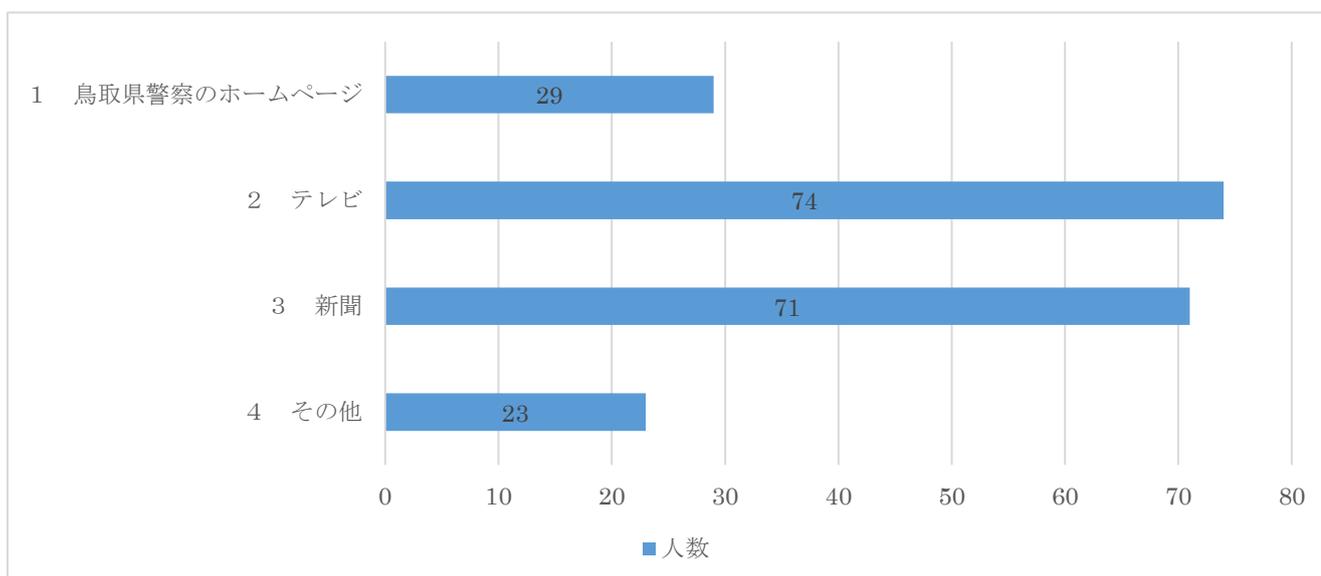
公安委員会は、1(2)に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができることの規定を新設

※罰則・・・資料不提出、虚偽説明、立入拒否、妨害、忌避等した者は20万円以下の罰金

【問1】あなたは鳥取県暴力団排除条例を知っていますか。

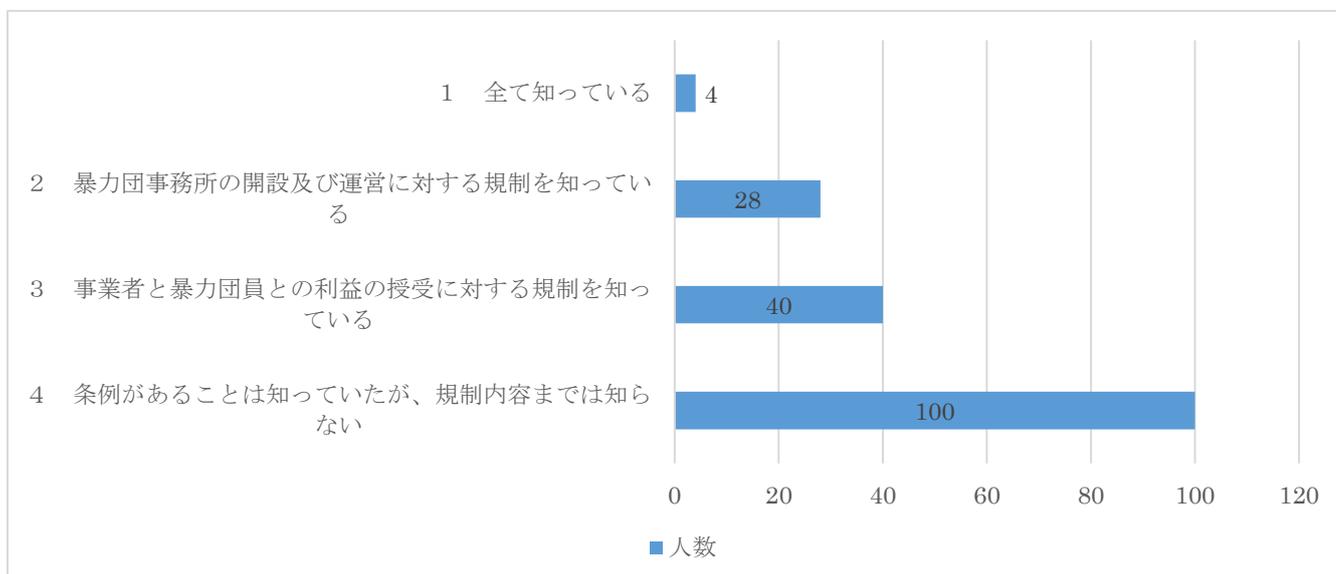


【問2】鳥取県暴力団排除条例をどのように知りましたか。



※複数選択可、回答者152名

【問3】鳥取県暴力団排除条例の規制内容は知っていますか。



※複数選択可、回答者152名

問4では鳥取県暴力団排除条例の一部改正(案)のうち、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大について伺います。

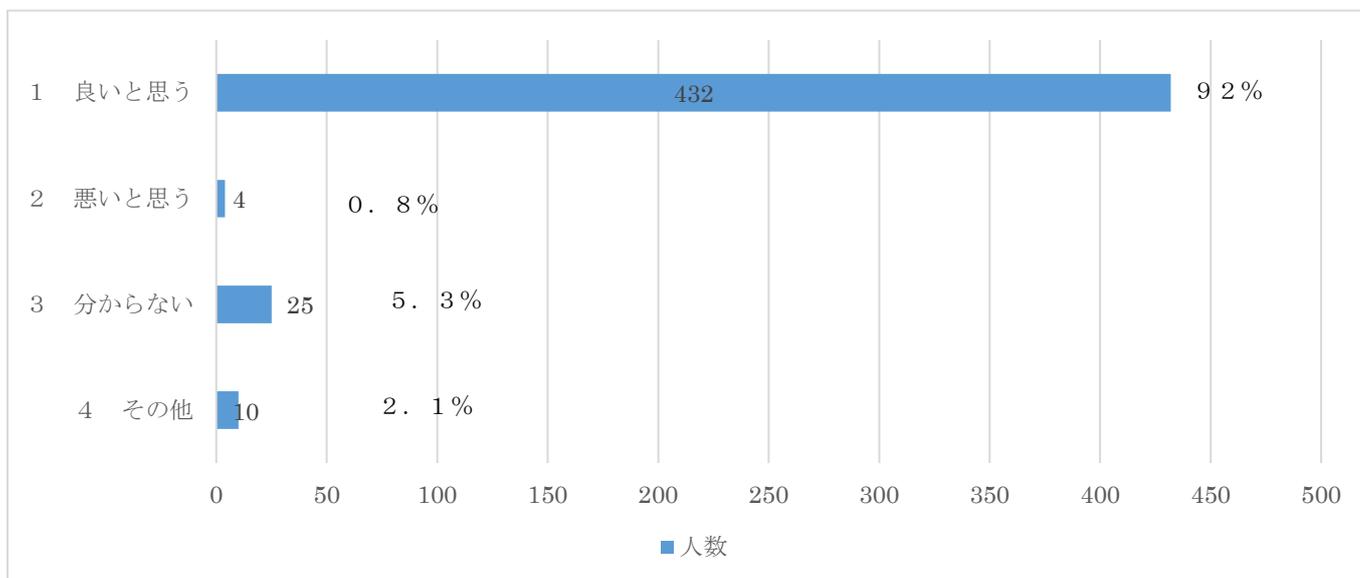
1 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域が拡大されます。



(1) 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設の追加について

現行条例では、青少年の健全な育成を図るため、学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等の保護対象施設の周囲 200メートルの区域における暴力団事務所の開設及び運営が禁止されていますが、その保護対象施設に都市公園法第2条に規定する都市公園(県内314カ所)を追加する予定です。

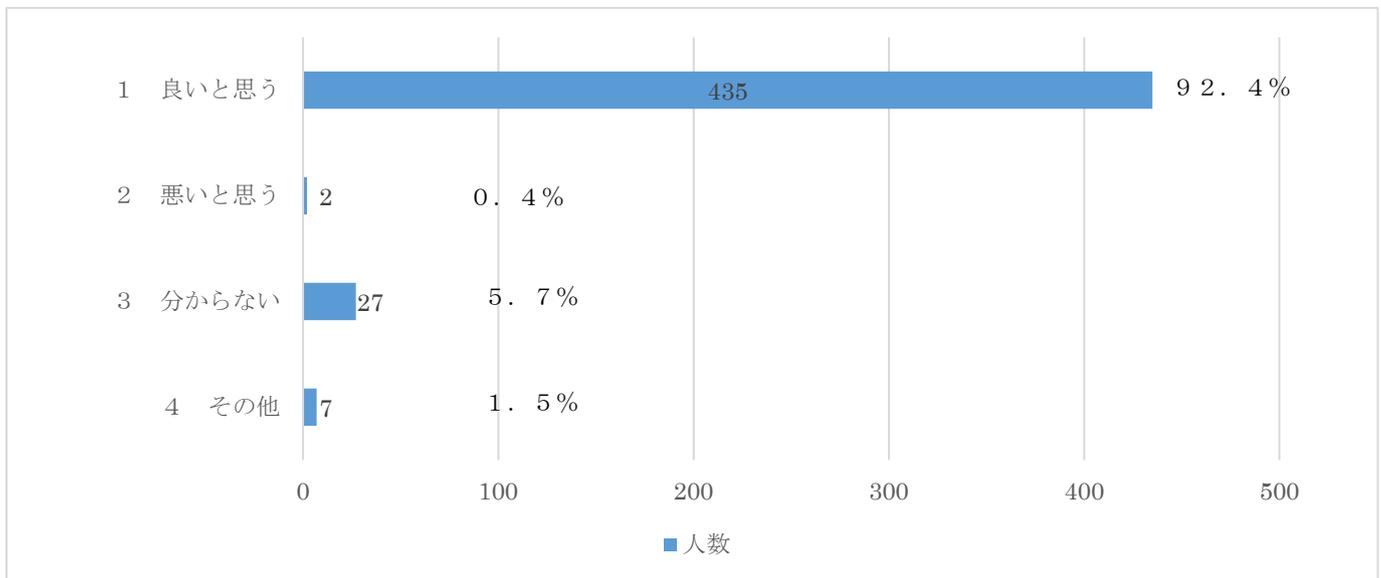
この保護対象施設の追加についてどう思いますか。(1つだけ選択)



(2) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法に規定する地域の拡大について

現行条例では、都市計画法第8条に規定する第1種低層住居専用地域等の地域における暴力団事務所の開設及び運営が禁止されていますが、これらの地域に同条に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加し、規制地域を拡大する予定です。

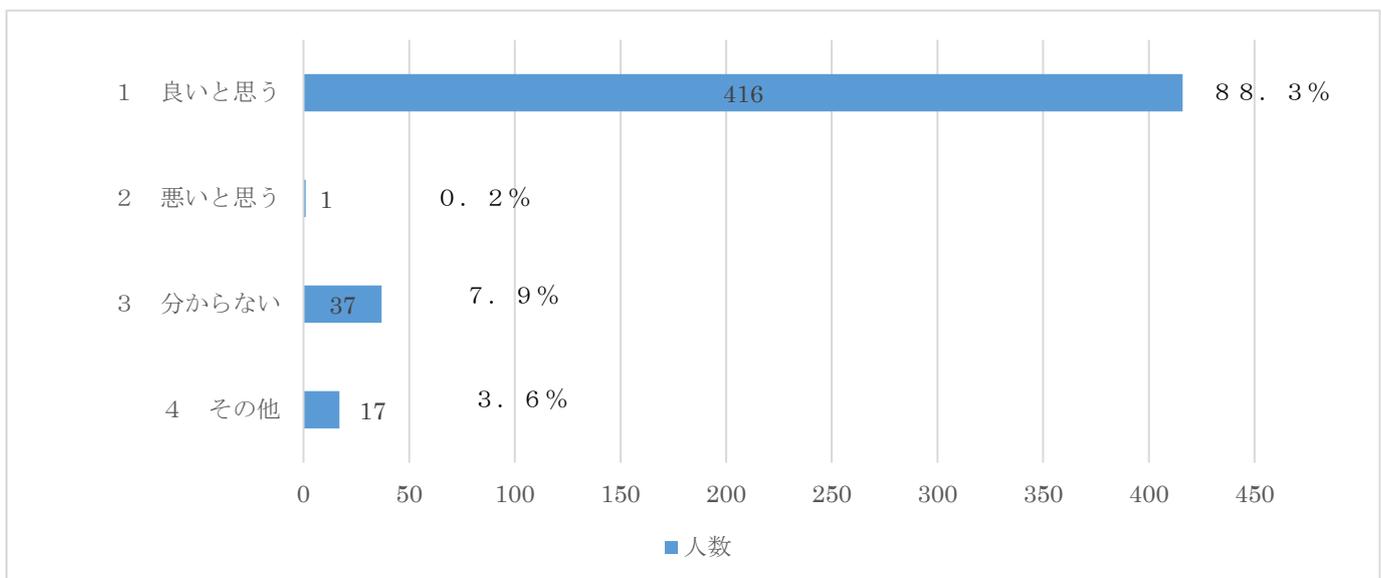
この規制地域の拡大についてどう思いますか。(1つだけ選択)



(3) (2)の規制地域内における暴力団事務所の開設及び運営をする者に対する中止命令の新設について

問4(2)の規制地域内における暴力団事務所の開設・運営をする者に対する中止命令及びこの命令に従わない者に対する罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を設ける予定です。

このことについてどう思いますか(1つだけ選択)



問5では鳥取県暴力団排除条例の一部改正(案)のうち、鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に指定し、同地域内において禁止行為を規制することについて伺います。

2 「暴力団排除特別強化地域(鳥取市及び米子市の繁華街等の一部)」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受が禁止されます。

(1) 暴力団排除特別強化地域

鳥取市弥生町周辺地域、米子市朝日町周辺地域及び皆生温泉三丁目の一部地域

(2) 特定営業者

暴力団排除特別強化地域内の風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業、風俗案内所等

(3) 暴力団排除特別強化地域内における禁止行為

ア 特定営業者が暴力団員に用心棒料等を供与する行為

イ 暴力団員が特定営業者に用心棒の役務を提供し、特定営業者から用心棒料等の利益供与を受ける行為

違反者には **直接罰**(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金：暴力団員、特定営業者の双方に適用)

※積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては、**自首減免規定を適用**

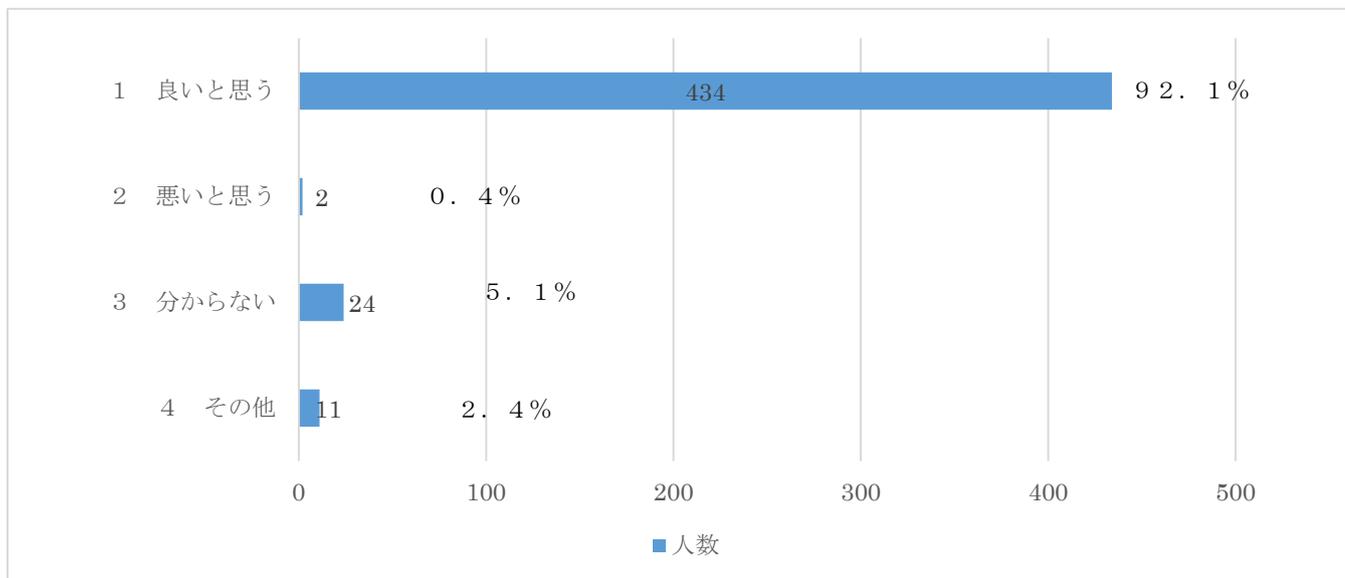
(暴力団員には自首減免規定の適用無し)

(1) 暴力団排除特別強化地域の新設について

現行の条例では、事業者と暴力団員との利益の授受が禁止されており、違反者には、公安委員会による調査、勧告及び公表の行政措置が定められているものの、罰則はありません。

しかしながら、県内の繁華街などでは、接待等を伴う営業を行う風俗営業等の特定事業者と暴力団員との利益の授受が行われている実態があることから、暴力団員と特定事業者との関係遮断を図るためにも、特定事業者が密集する鳥取市及び米子市の繁華街の一部を「暴力団排除特別強化地域」に指定するとともに、この地域内における特定事業者と暴力団員との利益の授受を禁止し、禁止行為に違反した者に対する罰則を設ける予定です。

このことについてどう思いますか(1つだけ選択)



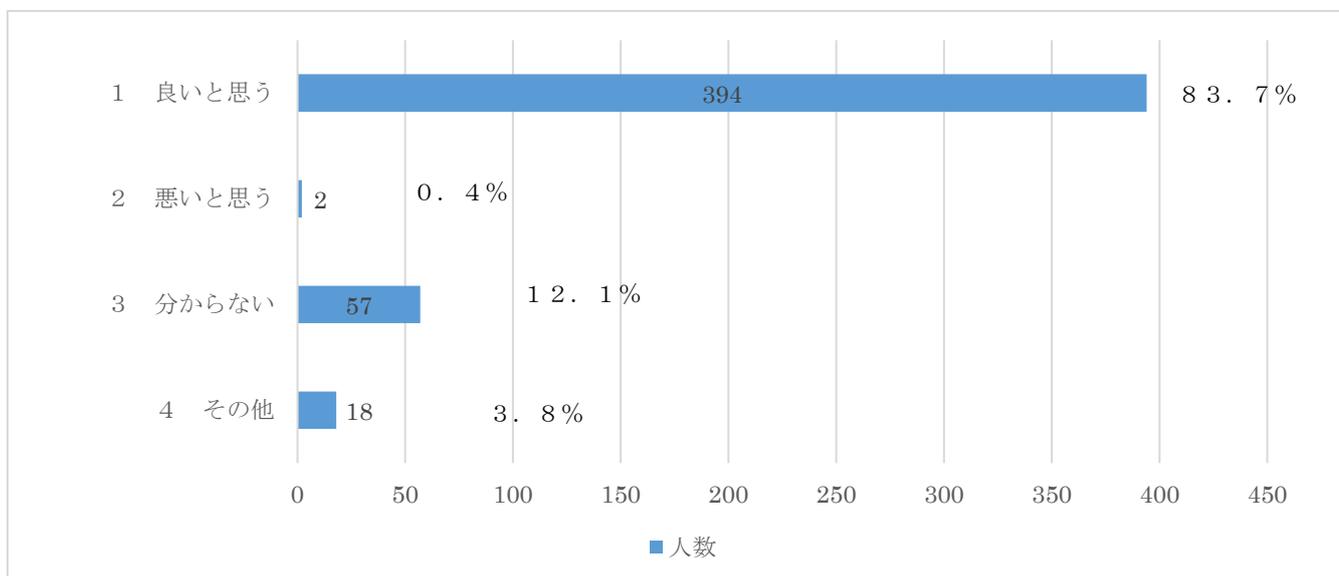
(2) 暴力団排除特別強化地域の選定について

問5(1)の地域は、暴力団の活動状況等を総合的に勘案し、県内では鳥取市及び米子市のうち、

- 鳥取市弥生町周辺地域
- 米子市朝日町周辺地域
- 米子市皆生温泉三丁目の一部地域

を暴力団排除特別強化地域に選定する予定です。

このことについてどう思いますか(1つだけ選択)



(3) 暴力団排除特別強化地域における規制対象とする事業者について

問5(1)の規制対象とする特定の営業者は、暴力団の活動状況等を総合的に勘案し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する

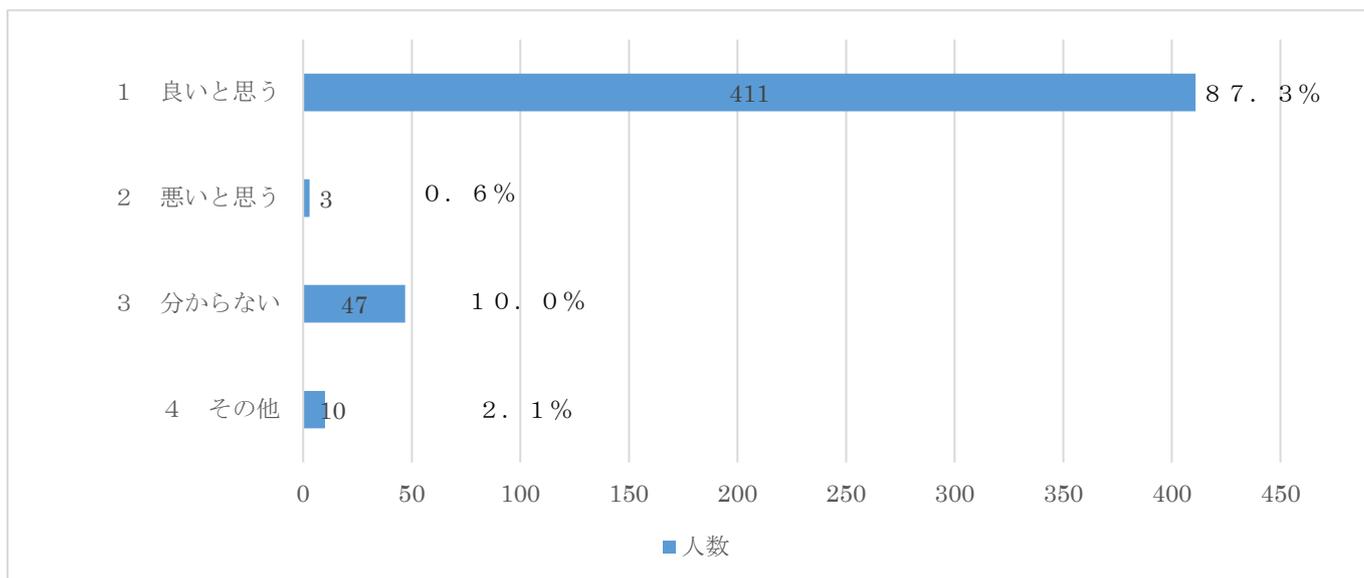
- 風俗営業(キャバクラ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等)
- 性風俗関連特殊営業(ソープランド、ファッションヘルス、ラブホテル、デリバリーヘルス等)
- 特定遊興飲食店営業(ナイトクラブ、ダンスホール等)
- 接客業務受託営業(コンパニオン派遣業等)
- 飲食店営業(居酒屋、レストラン、寿司屋等)

※午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く酒類提供飲食店営業のほか、

- 風俗案内業(風俗案内所)
- 風俗情報業(風俗情報を掲載した書籍、雑誌等を発行し、又はインターネットを利用して風俗情報を閲覧させる営業)

とする予定です。

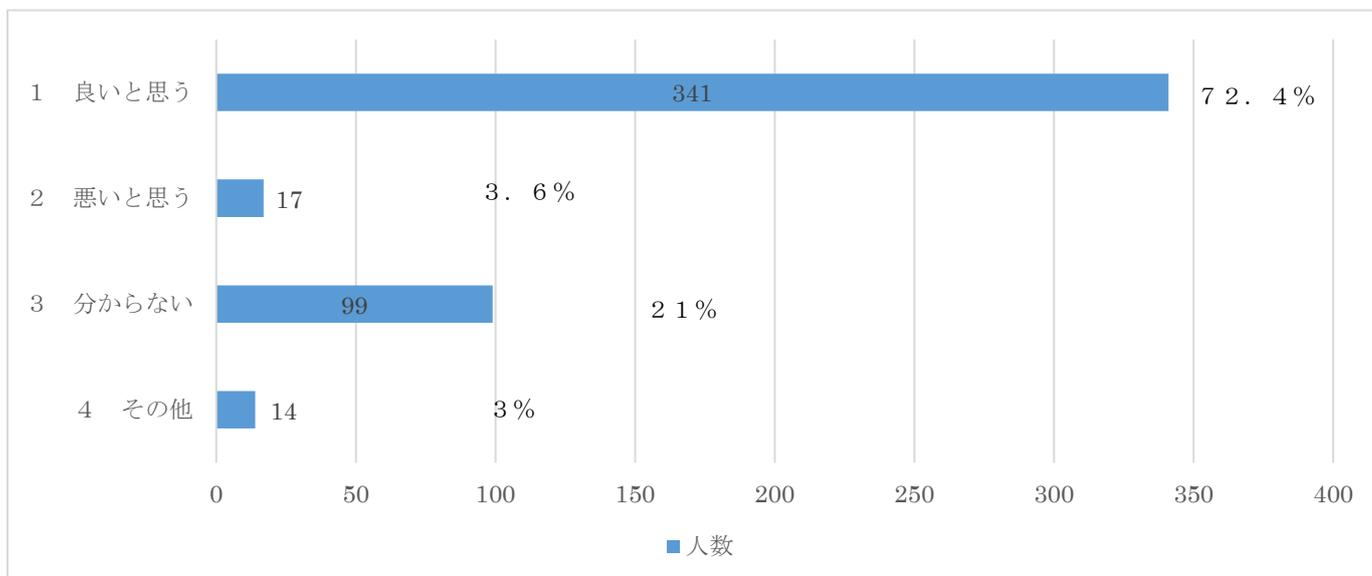
このことについてどう思いますか。(1つだけ選択)



(4) 特定営業者に対する自首減免規定について

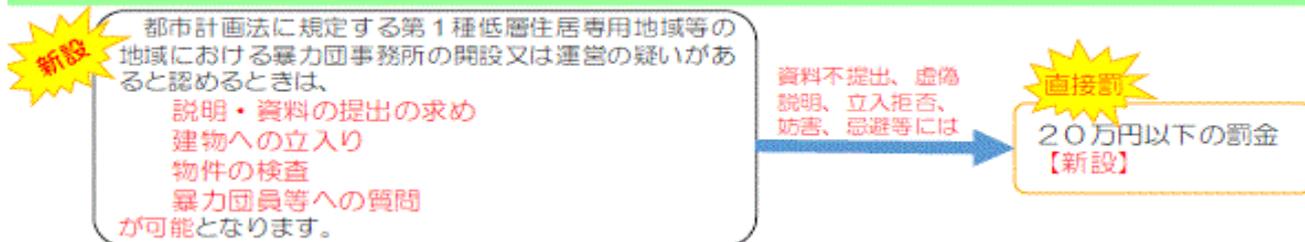
事業者と暴力団員との利益の授受に違反した者については、暴力団員、特定営業者ともに罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を設ける予定ですが、特定営業者に対しては、積極的な申告を促し、暴力団との関係遮断を図るため、自首により刑の減軽又は免除することができる規定を設ける予定です。

このことについてどう思いますか(1つだけ選択)



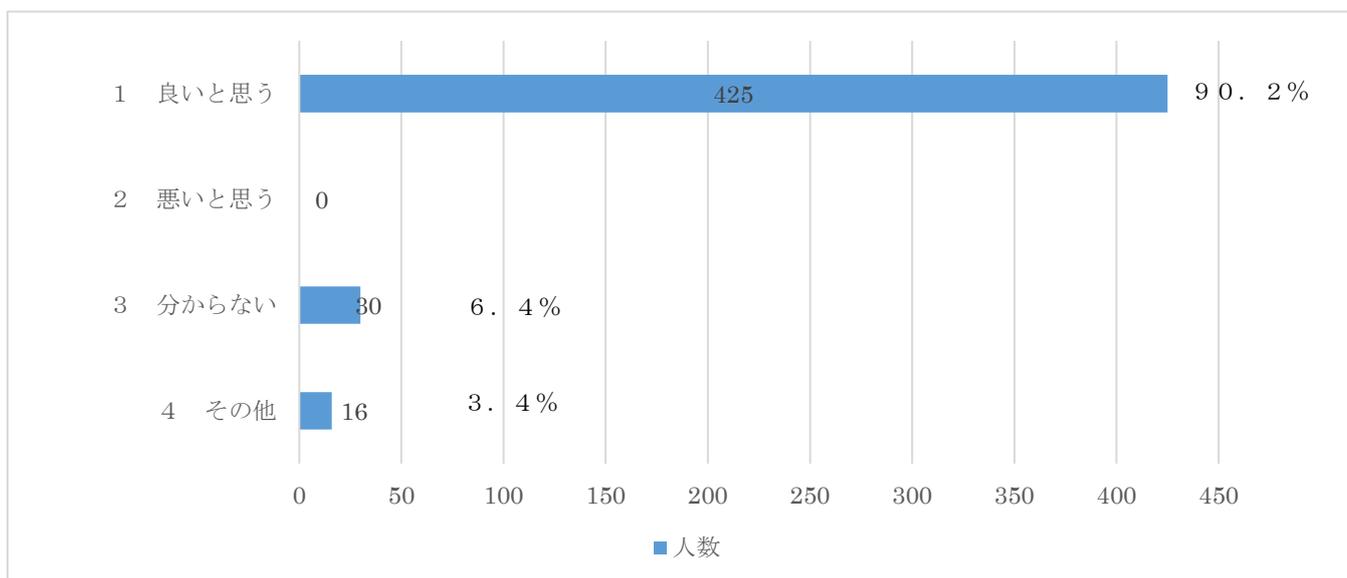
鳥取県暴力団排除条例の一部改正(案)のうち、都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域等の地域における暴力団事務所の開設又は運営の疑いがあると認めるときは、違反事実を明らかにするため警察職員による建物への立入検査等の規定を設ける予定です。

3 立入検査等の規定が新設されます。



【問6】都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域等の地域における暴力団事務所の開設又は運営の疑いがあると認めるときは、違反事実を明らかにするため、警察職員による建物への立ち入り、物件の検査、暴力団員その他の関係者に質問することができることなどの規定を新設し、資料不提出、虚偽説明、立入拒否、妨害、忌避等した者には罰則(20万円以下の罰金)を設ける予定です。

このことについてどう思いますか(1つだけ選択)



【問7】鳥取県暴力団排除条例改正後の鳥取県について

鳥取県暴力団排除条例は、「県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

今回の鳥取県暴力団排除条例の改正内容によって、県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展への寄与に繋がると感じますか。(1つだけ選択)

